

中学歴史プリント（過去問類似）

奈良時代

名前

得点

/9

問1 律令制度のもとで、戸籍に基づいて6歳以上の男女に「口分田」という土地を与え、その人が亡くなると国に返還させる仕組みを何といいますか。 (2026年 栃木公立入試 類似)

1. 班田収授法 2. 墾田永年私財法 3. 三世一身の法 4. 公地公民の制

問2 律令時代の法令の解説書である「令義解」には、戸籍を6年ごとに作成することや、6歳以上の男女に土地を与える際、男性には二段、女性にはその3分の2を割り当てることが記されています。この制度において与えられた「口分田」の扱いについて、正しい説明はどれですか。 (2020年 長野県公立入試 類似)

1. 土地を与えられた者が死亡した場合には、その土地を国に返却しなければならなかった。 2. 新しく開墾した土地であれば、口分田として永久に私有することが認められた。 3. 生活が苦しくなった場合には、口分田を貴族や寺社に売却することが認められていた。 4. 口分田は家族の財産として、親から子へ代々引き継ぐことが義務付けられていた。

問3 奈良時代、唐から幾多の困難を乗り越えて来日した僧の鑑真が開いた、律宗の中心的な寺院として正しいものを次から選びなさい。 (2022年 東京都公立入試 類似)

1. 唐招提寺 2. 東大寺 3. 中尊寺 4. 延暦寺

問4 大化の改新以降の律令国家において、班田収授法により与えられた口分田の面積に応じて課された税のうち、収穫した稲の約3パーセントを納めることとされたものを何と呼びますか。 (2021年 山口公立入試 類似)

1. 租 2. 庸 3. 調 4. 雑徭

問5 奈良時代に編纂された歴史書である『日本書紀』に、飛鳥時代の重要な政治的動向として記録されている事柄はどれか。 (2017年 山形県公立入試 類似)

1. 中大兄皇子らによる大化の改新の進展 2. 桓武天皇による平安京への遷都 3. 平将門が関東で朝廷に対し起こした反乱 4. 一遍が各地を巡り歩いた踊り念仏の様子

問6 古代日本において、「漢委奴国王」の金印を授かった目的や、後に「富本銭」などの貨幣を鑄造した背景にある共通の意図として、最も適切な説明はどれですか。 (2019年 鹿児島県公立入試 類似)

1. 自国内の統治の正当性を高めるとともに、中央集権的な国家体制を強化し、周辺諸国や民衆に対して権威を示すため。 2. 中国や朝鮮半島との貿易において、日本独自の通貨を国際的な決済手段として流通させ、経済圏を支配するため。 3. 渡来人による技術革新を抑制し、伝統的な狩猟採集社会を維持するための儀礼的な道具として活用するため。 4. 仏教の教えに基づき、金や銅などの金属資源を全て寺院の建立に充てることで、争いのない平和な社会を築くため。

問7 奈良時代の律令制度において、土地と民衆は国家のものであるという「公地公民」の原則に基づき、戸籍に登録された6歳以上の男女に与えられた土地を何と呼びますか。 (2024年 石川公立入試 類似)

1. 口分田 2. 墾田 3. 名田 4. 佃

問8 律令国家の形成と変化について述べた次の記述のうち、出来事の時期が古い順に並んでいるものはどれですか。対象となる出来事は「大宝律令の制定」「墾田永年私財法の制定」「平安京への遷都」の3点とします。 (2020年 沖縄公立入試 類似)

1. 大宝律令の制定 → 墾田永年私財法の制定 → 平安京への遷都 2. 大宝律令の制定 → 平安京への遷都 → 墾田永年私財法の制定 3. 墾田永年私財法の制定 → 大宝律令の制定 → 平安京への遷都 4. 平安京への遷都 → 墾田永年私財法の制定 → 大宝律令の制定

問9 大宝律令が制定された飛鳥時代後半から奈良時代にかけて、律令国家は戸籍に基づいて人々に土地を割り当てました。班田収授法により、6歳以上の男女に与えられ、その人が亡くなると国に返還することとされた耕作地を何といいますか。 (2016年 静岡公立入試 類似)

1. 口分田 2. 墾田 3. 名田 4. 荘園

答え合わせ・解説

問1	答え 1 班田収授法	唐の均田制を参考に導入された制度で、すべての土地と人民は国家のものとする「公地公民」の原則に基づいています。与えられた口分田の面積に応じて、収穫の約3%を納める「租」などの税が課されました。人々を戸籍に登録し、土地を割り当てることで、国家が直接人民を支配し、安定した税収を得ることが目的でした。
問2	答え 1 土地を与えられた者が死亡した場合には、その土地を国に返却しなければならなかった。	律令制度における班田収授法では、戸籍に基づいて6歳以上の男女に口分田が割り当てられましたが、これはあくまで国から貸し出された土地という扱いであったため、本人が死亡した際には国に返す決まり（収授）がありました。新しく開墾した土地の私有を認めたのは後の「墾田永年私財法」であり、口分田の売買や世襲は禁止されていました。
問3	答え 1 唐招提寺	鑑真は、正しい仏教の戒律を伝えるために日本へ招かれました。5度の渡航失敗による失明という困難を乗り越え、平城京の朱雀大路沿いの区画にこの寺院を建立しました。境内には金堂や講堂が立ち並び、鑑真の姿を写した鑑真和上坐像などの貴重な文化財が伝わっており、現在は「古都奈良の文化財」の一部として世界遺産に登録されています。
問4	答え 1 租	律令制度における税制の基本は、戸籍に基づいて人々に口分田を貸し与える代わりに、税を徴収する仕組みでした。このうち、収穫した稲の一部を納めるものは「租」と呼ばれます。租として納められた稲は、地方の役所である国衙（こくが）などの倉庫に蓄えられ、主に地方政治の財源として利用されました。
問5	答え 1 中大兄皇子らによる大化の改新の進展	『日本書紀』は720年に完成した、神代から持統天皇までの出来事を漢文で記した正史です。中大兄皇子（天智天皇）らが蘇我氏を倒して着手した大化の改新は7世紀の出来事であるため、この書物の記録対象に含まれます。一方、平安京遷都は8世紀末、平将門の乱は10世紀、一遍の活動は鎌倉時代であり、いずれも書物の完成以降の出来事であるため記述されていません。
問6	答え 1 自国内の統治の正当性を高めるとともに、中央集権的な国家体制を強化し、周辺諸国や民衆に対して権威を示すため。	古代の王たちが中国の王朝から金印を授かったのは、中国の皇帝から王としての承認（冊封）を受けることで、国内の他の勢力に対して自分の支配の正当性を誇示する目的がありました。また、飛鳥・奈良時代に貨幣が鑄造された背景には、唐の制度に倣った律令国家を建設する過程で、国家の権威を示すとともに、官人の給与支払いや平城京造営の費用に充てるという政治的な目的がありました。
問7	答え 1 口分田	律令制度のもとでは、全ての土地と人民を天皇が支配するという公地公民の原則がとられていました。これに基づき、班田収授法によって戸籍に登録された人々に一定の土地が割り当てられ、収穫の約3%を「租」として納める義務が課されました。この土地は本人の死後に国へ返還することとされていました。
問8	答え 1 大宝律令の制定 → 墾田永年私財法の制定 → 平安京への遷都	701年に大宝律令が制定されて律令国家の仕組みが整い、その後、人口増加による土地不足を解消するため743年に墾田永年私財法が制定されました。そして8世紀末の794年に、政治の刷新を目指して平安京への遷都が行われました。これらの流れは律令体制が確立した後に、土地制度の変化などを経て平安時代へと移行していく過程を示しています。
問9	答え 1 口分田	律令制のもとでは、土地と人民は国家のものとする「公地公民」の原則がありました。班田収授法はこの原則に基づき、戸籍に登録された6歳以上の人々に、その身分に応じて耕作地を貸し出し、死後は国に返還させる仕組みです。これにより、国家は安定した税（租）の徴収を目指しました。